

第97期 中間決算公告

福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号
株式会社 西日本シティ銀行
取締役頭取 久保田 勇夫

中間貸借対照表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	290,166	預 金	5,628,216
コ ー ル ロ ー ン	5,111	譲 渡 性 預 金	105,240
買 入 金 銭 債 権	18,466	コ ー ル マ ネ ー	59,191
特 定 取 引 資 産	1,198	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	168,038
金 銭 の 信 託	15,624	借 用 金	101,844
有 価 証 券	1,478,988	外 国 為 替	86
貸 出 金	4,480,743	社 債	57,000
外 国 為 替	1,566	信 託 勘 定 借	6
そ の 他 資 産	32,226	そ の 他 負 債	25,783
有 形 固 定 資 産	118,286	退 職 給 付 引 当 金	13,199
無 形 固 定 資 産	3,303	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	23,306
繰 延 税 金 資 産	75,969	支 払 承 諾	111,095
支 払 承 諾 見 返	111,095	負 債 の 部 合 計	6,293,008
貸 倒 引 当 金	60,164	（ 純 資 産 の 部 ）	
投 資 損 失 引 当 金	13,058	資 本 金	85,745
		資 本 剰 余 金	85,684
		資 本 準 備 金	85,684
		利 益 剰 余 金	51,036
		利 益 準 備 金	6
		そ の 他 利 益 剰 余 金	51,030
		圧 縮 積 立 金	4
		別 途 積 立 金	43,255
		繰 越 利 益 剰 余 金	7,770
		自 己 株 式	479
		（ 株 主 資 本 合 計 ）	(221,985)
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14,678
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	94
		土 地 再 評 価 差 額 金	29,944
		（ 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 ）	(44,527)
		純 資 産 の 部 合 計	266,513
資 産 の 部 合 計	6,559,522	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,559,522

中間損益計算書 〔 平成18年 4月 1日から
平成18年 9月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		82,821
資 金 運 用 収 益	64,449	
(うち貸出金利息)	(52,497)	
(うち有価証券利息配当金)	(11,519)	
信 託 報 酬	5	
役 務 取 引 等 収 益	13,759	
特 定 取 引 収 益	115	
そ の 他 業 務 収 益	556	
そ の 他 経 常 収 益	3,934	
経 常 費 用		59,411
資 金 調 達 費 用	7,061	
(うち預金利息)	(1,994)	
役 務 取 引 等 費 用	6,120	
そ の 他 業 務 費 用	100	
営 業 経 費	38,560	
そ の 他 経 常 費 用	7,567	
経 常 利 益		23,409
特 別 利 益		788
特 別 損 失		3,796
税 引 前 中 間 純 利 益		20,401
法人税、住民税及び事業税		50
法 人 税 等 調 整 額		8,873
中 間 純 利 益		11,477

【中間貸借対照表の注記】

(注)1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法) 子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定) 時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

5. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

6. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～60年
動 産	2年～20年

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

8. 株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

9. 外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び下記24.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は54,032百万円であります。

11. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びゴルフ会員権等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

15. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社株式の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジを適用しております。

16. デリバティブ取引のうち内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している為替スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバ―取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該為替スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

17. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

18. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 9百万円

19. 関係会社の株式及び出資総額 55,494百万円

20. 有形固定資産の減価償却累計額 70,773百万円

21. 有形固定資産の圧縮記帳額 8,419百万円

22. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,170百万円、延滞債権額は136,223百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

23. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は322百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は85,522百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

25. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は230,239百万円で

あります。

なお、22. から 25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 69,593 百万円であります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 96 百万円
有価証券 407,504 百万円

担保資産に対応する債務

預金 9,081 百万円
債券貸借取引受入担保金 168,038 百万円

有価証券のうち 97,309 百万円はコールマネーの担保に供しておりますが、当中間期末現在における当該担保資産に対応する債務はありません。

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 138,856 百万円を差し入れております。

子会社、子法人等の借入金等の担保として差し入れているものはありません。

また、その他資産のうち保証金は 4,146 百万円であります。

28. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める近隣の地価公示法（昭和 44 年公布法律第 49 号）及び同条第 4 号に定める地価税法（平成 3 年法律第 69 号）に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出

29. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 50,300 百万円が含まれております。

30. 社債 57,000 百万円は、劣後特約付社債であります。

31. 1 株当たりの純資産額 290 円 93 銭

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 4 号平成 14 年 9 月 25 日）が平成 18 年 1 月 31 日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、1 株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額（百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）
その他	25,000	24,688	311
外国債券	25,000	24,688	311
合計	25,000	24,688	311

子会社・子法人等株式で時価のあるものはありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	96,190	133,137	36,946
債券	954,574	940,771	13,802
国債	595,926	585,940	9,986
地方債	48,370	47,344	1,025
社債	310,276	307,486	2,790
その他	274,816	276,296	1,483
外国債券	212,726	210,902	1,820
その他	62,089	65,393	3,303
合計	1,325,581	1,350,205	24,628

上記の評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額(損)3百万円は含まれておりません。

なお、上記の評価差額から繰延税金負債9,949百万円を差し引いた額14,678百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

33. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	
子会社・子法人等株式及び出資金	55,494
その他有価証券	
非上場株式	16,344
非公募事業債	28,189
その他	3,754

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,372,506百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,360,605百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	34,016 百万円
会社分割により交付を受けた子会社株式	32,411
退職給付引当金	5,442
減価償却の償却超過額	2,681
投資損失引当金	5,275
税務上の繰越欠損金	46,037
その他	9,934
繰延税金資産小計	135,800
評価性引当額	49,878
繰延税金資産合計	85,921

繰延税金負債	
固定資産圧縮積立額	2
その他有価証券評価差額金	<u>9,949</u>
繰延税金負債合計	9,952
繰延税金資産の純額	<u>75,969</u> 百万円

36. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。
なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は266,608百万円であります。
- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」および「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「圧縮積立金」、「別途積立金」および「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (3) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
- (6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

37. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、8.96%であります。

【中間損益計算書の注記】

(注)1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 14円 89銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 12円 97銭

4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

5. 「その他経常費用」には、貸出金償却2,873百万円、貸倒引当金繰入額1,461百万円及び株式等償却1,320百万円を含んでおります。

6. 特別損失には、減損損失3,356百万円を含んでおります。

7. 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)

地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)
福岡県内	遊休資産等 (1か所)	土地・建物	180
福岡県内	廃止予定店舗 (16か所)	土地・建物	1,550
福岡県外	遊休資産等 (1か所)	土地・建物	80
福岡県外	廃止予定店舗 (3か所)	土地・建物	1,545

上記の資産は、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(3,356百万円)として特別損失に計上しております。

(資産グループの概要及びグルーピングの方法)

資産の区分	資産グループの概要	グルーピング方法
遊休資産等	店舗・社宅跡地等	各々が独立した資産としてグルーピング
廃止予定店舗	廃止が機関決定された店舗等	廃止後の用途に応じてグルーピング

(回収可能価額)

当中間期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、その算定は、主として「不動産鑑定評価基準(国土交通省)」に基づく評価額等より処分費用見込額を控除することにより行っております。

信託財産残高表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
動 産 不 動 産	1,539	包 括 信 託	1,689
銀 行 勘 定 貸	6		
現 金 預 け 金	143		
資 産 の 部 合 計	1,689	負 債 の 部 合 計	1,689

（注）1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．共同信託他社管理財産 - 百万円

3．元本補てん契約のある信託については、平成18年9月30日現在取扱残高がありません。